

「イギリス議会史」叙述形態の変遷について（1）

松園伸

1. はじめに

われわれが「イギリス議会史」を構想するときに具体的に何を思い浮かべるであろうか。現在でも英国では地方議会を除いて多くの議会が存在するし、その数だけ「議会史」もまた存在するわけである。具体的には連合王国議会（Parliament of the United Kingdom）、スコットランド議会（Scottish Parliament）、ウェールズ議会（Welsh Parliament）、北アイルランド議会（Northern Ireland Assembly）が主なものであろうか。これらの中で現在主権を有する議会は連合王国議会のみであるが、かつてアイルランドには王国議会 Parliament of Ireland（1800年まで）があったし、スコットランドにも主権的な議会 Parliament of Scotland（1707年まで）が置かれており、それぞれが独自の「議会史」叙述の伝統を有しているわけである⁽¹⁾。連合王国国内の「イングランド中心主義」の後退と、「権限委譲」（devolution）拡大の流れの中でこうした様々な議会の歩みにも注目が集まりつつあることは驚くには当たらない。しかし本論では、ロンドン、ウエストミンスターにある連合王国議会、そしてその地にかつて存在したイングランド王国議会（1707年まで）、グレート・ブリテン議会（1707年～1800年）、そして「連合王国議会」（1801年～）の歩みを叙述した「議会史」を考察の対象とすることにしよう。

イングランド議会の公式記録の歴史は非常に古く、開始期は1278年にまで遡ることができる⁽²⁾。中世において *Roll* と言われる巻物に書き込まれていた公式記録は、16世紀に入ると貴族院、庶民院とも「日誌」*Journal* にとって代わられることになる。手稿記録としての「貴族院日誌」*The Journals of the House of Lords*、「庶民院日誌」*The Journals of the House of Commons* はそれぞれ1510年、1547年が初出である。イングランド議会はその創設まもなくから常設の議院職員、議院書記を任命しており、公式議会記録 *Journal* は討論記録を全く欠くなどの問題はあるものの、整然とした形式でいまに伝わっている⁽³⁾。

公的な議会記録が刊本の形で市中に出回ることになるのは18世紀以降のことであるが、議会でのごくおおまかな立法過程、議会制定法の内容、議会審議の内容、請願類の取り扱いなどは手稿の形で地方有力者にまで伝播されていた。したがって中世末期以降議会政治に关心を持つ者は、議会の審議内容のあらましについては比較的容易に入手することができたのである。そしてその

情報量は、庶民院の方が議員選挙によって選ばれているだけに貴族院に対して明らかに優っていた⁽⁴⁾。にもかかわらず貴族、庶民両院は16世紀後半以降、印刷出版業の勃興とともに大量の印刷された議会情報が一般市民に伝達されることにはきわめて警戒的であった。その点では王権の立場も同様であり、彼らは1403年に創設されたロンドン・シティのギルド「書籍出版業組合」に眼をつけた。彼らは文房具や手稿本の生産、販売に携わっていたが、16世紀には彼らは新しい任務を帯びることとなる。1557年彼らはメアリ 1 世 (Mary I, 在位1553-1558) から勅許状を受け、政府公認の「書籍出版業組合」(正式名 Worshipful Company of Stationers) となり出版業を独占するとともに、出版物の事前検閲に当たった⁽⁵⁾。こうした政府主導の出版業管理に加えて議会は、議会決議 (resolutions) や議院規則 (standing orders) を用いて議会審議の詳細が外部に漏洩することを堅く禁じたのである。とりわけ議員の発言、討論の流出に議会は神経を尖らせていました。イングランドでの出版メディアの発達によって、議員の発言内容に不満を持った市民がその議員を攻撃することを防ぐ「盾」として議員の発言の外部への漏洩禁止規定が用いられたのであった。規定を犯した者への処罰は、議員自身にさえ向けられていた。庶民院議員アーサー・ホール (Arthur Hall, 1539-1605) は、議会での討論を許可無く出版した⁽⁶⁾廉で1580年に庶民院はホールのロンドン塔での禁固と議員除名処分という厳罰を与え、庶民院はこの議院規則の重要性を内外に示したのであった⁽⁷⁾。

2. 17世紀内乱 (Civil War) 期の「議会史」

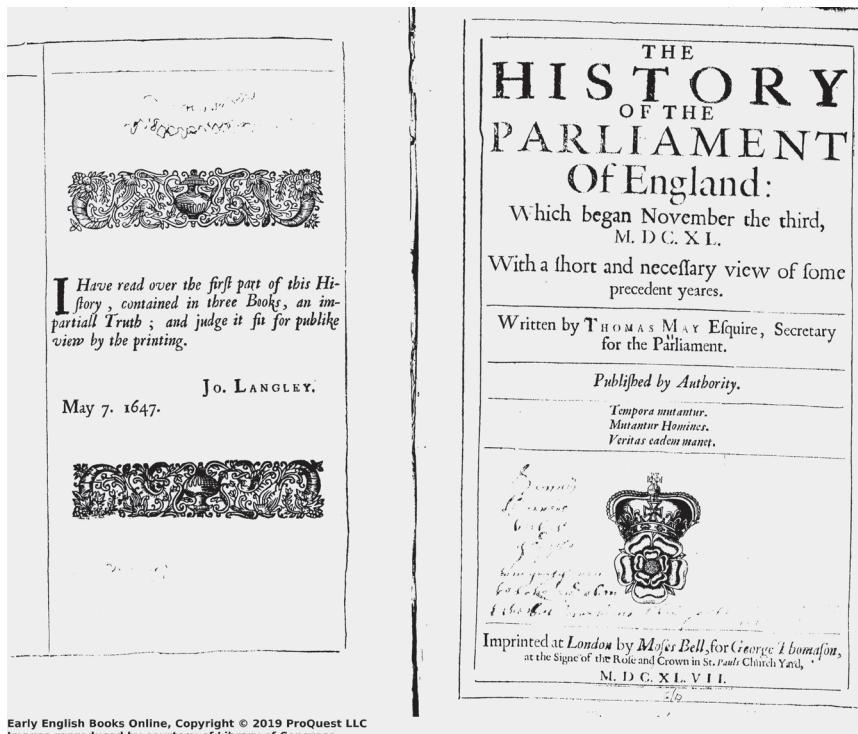
このように議会が立法のごく大まかな内容や請願審理の結果といった大雑把な内容を公開している程度しか外部に議事を提供しない状況では、それが手稿史料の形であれ、刊本史料の形であれ16世紀、17世紀初期の著述家が、中世に端を発し近代にいたる「議会史」を十分な素材をもとに編纂することは容易な業ではなかったであろう。国王ジェームズ 1 世 (イングランド王として在位1603-1625) の治世で、議会の審議が行われた後、まもなく私的な出版物として審議内容が議院外へ報道された例はきわめて少ない⁽⁸⁾。ところが、チャールズ 1 世 (在位1625-1649) の時代になると以前にも増して議会における言論は外部世界に対して閉鎖的となっていく。当時の議会においては、政治関係の言説と信仰書について、アルミニウス派の王党派とピューリタン議員の間で激論が戦わされたのである。しかしそれは報道されざる情報であった。そして1629年以降1640年まで、その議会さえも開かれることがなくなり、この「無議会時代」は取りも直さずチャールズ 1 世の「個人統治」(personal rule) の形を取ることになっていった。そして議会が全く開かれなくなったことで、議事の漏洩そのものがあり得なくなってしまったわけである。

その点で1637年の星室庁令 (decree of the Star Chamber) は、違法出版物の取り締まりを星室庁自らが行うことをしたものであり画期的な決定であった。これは強権的な出版規制にも見えたが、実際には王権が期待したほどの機能を果たすことができなかった。すなわち星室庁が出版

規制についての権限を強めれば強めるほど、現実には外国（とりわけプロテスタント諸国）で印刷、出版されたものが半ば公然と密輸入される事態となつたのである。非合法出版の摘發についてそれまで手足となって活動してきたのは、「書籍出版業組合」であったが、星室庁の権限拡大によって、相対的に「書籍出版業組合」はかつてほどの強制力を失つてしまつたのであった⁽⁹⁾。したがつて短期議会（1640年4月～5月）、長期議会開始時（1640年11月）において議会派が専制的な王権への批判と並んで、星室庁に攻撃の矢を向けたとき出版規制の機能は大きく揺らいだのである。そして翌41年7月に長期議会によって星室庁が正式に廃止に追い込まれ、かつ「書籍出版業組合」も大きく力を落としたことで、ウェストミンスター議会においては議員の院内における発言の自由が保障されるだけでなく、議会内での審議はむしろ積極的に議会外に伝達すべきであるとの雰囲気が横溢することとなつた⁽¹⁰⁾。

このような状況の中で、議会派の議員たちが国王の個人支配ではなく、臣民が自由な選挙によって選出した議員によって議会が構成されることを望んだのはむしろ自然なことであったろう。その一方で彼らはスチュアート朝議会の専制主義を客体化し、この専制政治を長いイングランド議会の歴史の中の「ごく小さな逸脱」とみなすことで言論の府としての本来のイングランド議会を取り戻そうとの意図が存在した。そしてイングランド史上初めて刊本で明確に「イングランド議会史」を表題とした書物が発行された。長期議会議会派のリーダー、トマス・メイ⁽¹¹⁾（Thomas May, 1596-1650）の手による *The History of the Parliament of England: which began November the Third M.DC.XL. with a short and necessary view of some precedent yeares* (London, 1647) がそれである⁽¹²⁾。表題の通り本書は『イングランド議会史』を謳っているものの現実には短期議会解散、長期議会開会という内乱の入り口に当たる1640年に筆を起こし、第一次内乱が議会派の勝利に終わりチャールズ1世が議会派に引き渡される1647年に筆を擱いているのである。全体の筆致は稳健で、いたずらに王党派を刺激する内容とはなつていない。こうしたメイの立場は、彼の生い立ち、青年時の行動を見るとき肯けるところが多い。メイは中規模の地主の家に生まれたが家業としては鉄業も営んでおりマニュファクチャ経営的な要素も有していたと思われる。

彼の教養は当時としては最高レヴェルである。ケンブリッジ大学を卒業し、かつロンドンの法学院で法学を修め弁護士資格を獲得している。当時の中産階級ジェントリで法学院に進学した者の多くがそうであったように、メイも法律家として身を立てる意思は持つておらず、当時の法学院の人文主義教育を吸収することが主目的であったと考えられる。学問を終えた後の彼は、文学に傾倒しとりわけローマ史と詩作に耽つたとされる。1630年代頃まで政治には殆ど関心を有さなかつたとされるメイではあるが、彼の傾倒した歴史が共和政ローマであったことは後年の人生に決定的であったろう。彼の共和政ローマへの文学的関心は、いわゆる「君主制の中での共和主義者」（monarchical republican）の知的関心に近いものであったろう。これは17世紀のイングランド知識人に拡がつていたポリビオス的な政体循環論に基づいている。イングランドの国制は国



Thomas May 『議会史』 (1647) 表紙

王・政府、貴族院、庶民院の三者の均整の取れたバランスを理想とするものである。その点でチャールズの個人支配は徒に国王・政府の要素を肥大させており、反面庶民院と彼らを選んだ選挙民を無視した施政を行ったのであった。これを本来の均衡に戻すことが、議会派の使命とされる所以である。

詩作としては、メイは歴史を題材にしたもののが好きだ。その中でも著名なものはヘンリ2世 (Henry II, 在位1154-1189) とエドワード3世 (Edward III, 在位1327-1377) をテーマとした作品である。ヘンリ2世は「クラレンドン法」を制定し、教会裁判所に対する国王裁判所の優位を目指して戦った王であり、これはコモン・ロー裁判所を蔑ろにして、星室庁や高等宗務裁判所に拠つて専制的な裁判を行うチャールズ1世、ロード=ストラフォード体制に対する強い批判を暗に含んでいると見るべきであろう。またエドワード3世はその治世において様々な失政もおこなつたが、「善良議会」 (Good Parliament, 1376年) を開き、宫廷の濫費、腐敗を正すとともに腐敗の元凶と目されていた廷臣を弾劾裁判にかけたことでも知られる。メイの理解したエドワード3世の善良議会は、必ずしも史実に即していない部分もあるが、「無議会時代」と個人的な統治を続けたチャールズ1世とその寵臣勢力の腐敗、堕落に対する批判とはオーバーラップしているのである。さらに「善良議会」が悪辣な寵臣を弾劾にかけた史実は、チャールズ1世の宫廷で権勢を

誇ったストラフォード伯爵（Thomas Wentworth, 1st Earl of Strafford, 1593-1641）と、カンタベリー大主教として教会政治の支配者となり、ピューリタン弾圧に尽くしたウィリアム・ロード（William Laud, 1573-1645）の弾劾、死刑判決を暗々の裡に正当化するものであった。

メイの『議会史』を総括しよう。彼が議会史の筆を起こすに当たってまず取り上げたのが、エリザベス女王のピューリタンに対する（後のスチュアート朝の王に比べれば）柔軟、寛容な立場であった。メイは国教徒ではあったけれども、このピューリタンに対するエリザベスの融和的態度を高く評価しているのであり、女王は「あらゆる宗派のプロテスタント信仰を高める」 promote the protestant religion in all parts 人格の持ち主と賛美する。メイもまたエリザベス1世を「善き女王ベス」として思慕する伝統の中に生きた一人だったのである。しかしかれの『議会史』中の叙述の大半は1640年から1647年までの僅か7年間ほどに集中する。これはわれわれが普通考えるところの「議会史」とはかなり異なったものであり、ほぼ同時代史の体裁をとっている。しかし王権と教会権力に対する議会の立場を論じた点、古代ローマ史の史実に依拠しながら現前のイングランド政治を判断する材料としている点、身分制議会としてのイングランド中世議会と近代イングランド議会を非連続ではなく歴史的に継続した会議体として理解し、1640年代の議会政治を批判の俎上に乗せている点などは、後年のイングランド（そしてイギリス）議会史叙述の特徴を既に多く備えているとも言えるのである。メイの『議会史』は長いイギリス議会史叙述の伝統の「起点」として位置づけられるだろう。

メイが『議会史』を上梓し、議会派政治家から好評価を受けたことの意味は非常に大きい。過去の議事も含めて、詳細な議会での審議を外部に洩らすことは本来「書籍出版業組合」にとっても、王権にとっても、そして議会自身にとっても許されざる行為であった。しかしメイが『議会史』の筆を擱いた1647年において、国王チャールズ1世は議会派の囚われの身であり王党派は崩壊に瀕していた。そしてその2年後王は死刑判決を受けて断頭台の露と消えたのであった。国王が殺害され共和政に移行した以上、彼から勅許状を与えられた「書籍出版業組合」の事前検閲権の特権も無に帰してしまった。したがって1640年以降の内乱期は未曾有の出版ラッシュとなったのである⁽¹³⁾。言説は王党派からのもの、議会派からのもの、匿名のものいづれも数が多いが次第に議会派からの出版物が多くなるのは、内乱が議会派に有利に展開しつつあったことの証左であろうし、印刷、出版設備を多く有していた首都ロンドンを終始議会派が押させていたことにも起因するであろう。言説の数の多さはそれぞれの政治家の影響力の大きさを示すバロメーターでもある。議会派の雄ジョン・ピム（John Pym, 1584-1643）を作者とする言説の数を調べて見ると、内乱勃発の1640年から彼が亡くなる1643年までの僅か三年間で優に100を超えるのである⁽¹⁴⁾。

その質はともかく、膨大な数のパンフレットを頒布することによって自らの党派に有利な政治状勢を創り出す政治的プロパガンダの機能は、この1640、50年代の内乱期において既に十分に見て取ることができる。しかしそうした大量のパンフレット類に混じって、日々の権力政治から少

し距離を置いて『議会史』を叙述するというメイ以来の試みもまた存在するのである。クレメント・ウォーカー (Clement Walker, 生年未詳、1651年没) もまた多くの政治パンフレット作成の傍らで『議会史』を編んだ一人である⁽¹⁵⁾。ウォーカーは大蔵省に世襲的な官職を有するかなり裕福な中産階級の出自であり、彼自身ものち大蔵省の官吏に任官している。彼はオックスフォード大学で学んだと見られ、かつロンドンの「法学院」にも入学している。内乱勃発までウォーカーの行動には強い政治的野心は認められない。しかし内乱の進行とともに政治的関心を強めたと見られ、1643年の補欠選挙で庶民院議員に当選している。彼は長老派勢力に推されて当選を果たしたと考えられる。当時の長老派の立場は困難なものであった。王党派からは王への忠誠心を疑われ、また独立派 (Independents) からは革命への消極さを詰られていたのである。彼が本格的な『議会史』を著す直前の1647年に偽名を用いてウォーカーは、*The Mystery of the Two Juntoes* (『二つの徒党という不思議』) と題した20ページほどの短い政論を上梓している。彼の主張は明確である。議会内にある政治的党派は本質的に悪しきものである。長期議会は幸いにも王党派を下すことができたが、その一方では議会内に長老派と独立派という「徒党」 (Junto) を生み出してしまったのである。党派政治は利己心の表現であり、彼にとって理想の政治とは党派なき政治に他ならず、派閥なき政治こそが推奨されるのであった。この理論は本文170ページほどの彼の『議会史』にも遺憾なく現れている⁽¹⁶⁾。長老派と独立派の間の政争は恥ずべきことである。なぜなら両勢力の衝突は、それぞれの派閥リーダーによる官職任免権 (パトロネージ) をめぐってのせめぎ合いに過ぎないからである。派閥政治は議会政治のなかでもとりわけ悪しき事例と考えられる。なぜなら実際に政治を行っているのはごく少数のリーダーたちに過ぎず、他のヒラの議員は党派の「奴隸」と化してしまっているからである。したがって独立派主導でもない、長老派主導でもない「無党派政治」、「無派閥政治」こそが望まれる理想的な議会政治の形となるのである。

このウォーカーの議会観は非常に興味深い事例をわれわれに与えてくれる。彼の抛って立つ党派は疑いなく長老派であって独立派ではない。彼は『議会史』の中で独立派の急進主義が勝利を収めたならば、国王との政治的妥協は不可能となり、イングランド国家は国王なき無政府状態になってしまうことが強く懸念されると考察している。実際、議会は彼の予想通りの展開を見せた。1648年12月、独立派のプライド大佐は議会内の長老派を議院から追放し「プライド追放」 Pride's Purge と名づけられたクーデタを強行し、議会に残ったのは独立派などを中心とする急進的な党派のみとなった。この議会が「残部議会」 (Rump Parliament) と称される所以である。彼らは1649年国王処刑を実行するとともに共和制のもとクロムウェル護国卿政権へと道を開いたのであった。ウォーカーの「無党派政治」、「無派閥政治」の理念は内乱期には実現せずに終わった。だが王政復古以降、とりわけ名誉革命以後のホイッグ、トーリーの政党対立の時代においてウォーカーの無党派政治の理念は再び息を吹き返すのである⁽¹⁷⁾。

3. 王政復古（Restoration）以降の「議会史」叙述

フランス、オランダなどに亡命宮廷を開いていたチャールズ1世の長子で王太子のチャールズは、1660年ロンドンに戻りチャールズ2世（在位1660-1685）としてスチュアート朝は復活した。彼は共和政時代を完全に否定し、原則としてすべての事柄が父王の時代と同じものに回帰することを望んだ。実際、貴族院は元の形で復活しイングランド国教会もその教義、階層的な秩序ともども元通りの姿に帰ったかのように見えた。では出版物に対しては？ 一旦抑制が効かないほどに自由な出版物の流通が続いた後、王権、政府にとって都合の悪い出版物の流布を禁じることができるのであろうか。即位後間もないチャールズは、出版物に国家権力が抑制的に働きかけることがなお可能であると考えていたようである⁽¹⁸⁾。1662年「出版免許法」（Licensing Act）が議会制定法として施行されることになった。出版免許法の原則は、父王チャールズ1世のとき実行されていた出版許可制をもう一度復活させることである。そのためにはいま一度書籍出版業組合がメディア監視機能を持った団体として力を取り戻すことが必要とされた。しかしチャールズ1世の治世と比べて刊行物の量、ジャンル、流通範囲は比較にならない程度に大きくなっていたのである。旧態依然としたギルド組織である書籍出版業組合がこの任に堪えうるかは大いに疑問であった。一旦開けられたパンドラの箱を閉めるのは容易な業ではなかったのである。

結局国王一政府は書籍出版業組合ではカバーしきれない出版統制をなし得る人物を捜すことになった。そこで考えられた方策が「ジャーナリストによってジャーナリズムを統制する」ことであった。ジョン・バークンヘッド（John Birkenhead, 1617-1679）は、1643年王党派を支持するニュース雑誌 *Mercurius Aulicus* 誌の編集に深く関わり、既にジャーナリストとしての手腕を見せていたのである。そして1660年バークンヘッドは出版免許官に任命され、言論統制に直接乗り出すこととなったのである⁽¹⁹⁾。しかしバークンヘッドは政界入りを望み、1661年庶民院議員となった。1662年初めには彼の後任の出版免許官にロジャー・レストランジ（Roger L'Estrange, 1616-1704）が任命されたのである⁽²⁰⁾。レストランジもまた内乱期において王党派として決起したが捕縛され、死刑判決まで受けたが釈放され隠棲生活を送っていた。しかし1660年以降王政復古を歓迎するプロパガンダ作成に積極的に加わっていた。チャールズ2世の信を得て彼は二つの任務をこなすことになる。一つは「政府の獵犬」として反政府紙を抑圧すること、非合法出版組織を急襲し彼らを捕縛することであった。第二には政府系（後のトーリー系）新聞などのメディアを組織化することであった。内乱期には王党派も言論活動を繰り広げたが、やはり市民一般に訴求できる点では議会派は明らかに優っていた。1670年代末から顕在化したホイッグとトーリーの政党間の抗争においても、市民へのアピール力において反政府系のホイッグの優位は明らかであった。レストランジが画策したのは、このジャーナリズムの世界において与党トーリーの劣勢を挽回し、トーリー系の出版物をホイッグに劣らない「対抗言論」にまで育てることだった

のである。だが重要なことは、市民はただホイッグ、トーリーの政論に興じていただけではなかつたことである。彼らは客観的にいま議会が何をしているかの「事実」をも求め始めていた。

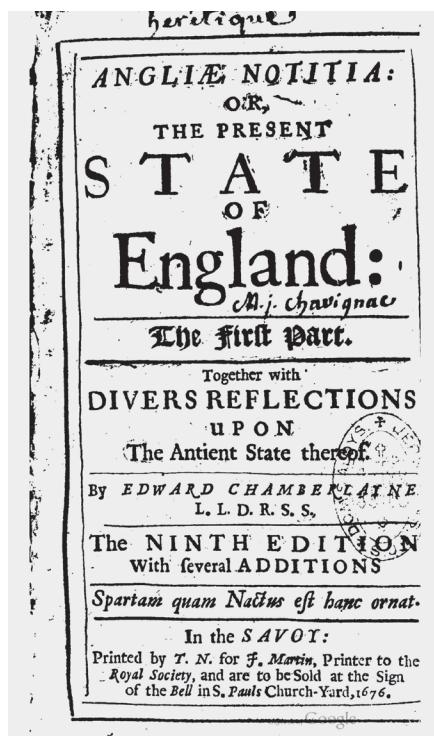
したがって、議会はジェームズ1世、チャールズ1世の治世とは比較にならない程度に議会に関する「事実情報」を市民一般に提供し始めた。チャールズ2世が帰国して間もなく開会した「暫定議会」(Convention Parliament)は、貴族院、庶民院の審議状況を印刷刊行して流通させることを「議会命令」で決定している⁽²¹⁾。議会、とりわけ庶民院が自ら審議事項を印刷出版する慣行が確立したのはチャールズ2世治世末期の1680年のことである。カトリック教徒王太弟ヨーク公ジェームズの王位継承順位からの排除をめぐってホイッグとトーリーがしのぎを削っているとき、庶民院は議会開会中毎日、その日の主要議事を『投票と議事』*Votes and Proceedings*と題された文書として一般に配布し始めたのであった。*Votes and Proceedings*が、議会会期中に日刊の形で庶民院の責任において発行された意義はきわめて大きいと言わなければならない⁽²²⁾。市民はこれによって、いま議会がどのような活動をしているかを捉えることが可能になった。また*Votes and Proceedings*を漏れなく収集することによって、「議会史」編纂を企図する者は党派性に左右されることなく議会審議の大枠を知ることができ、これが彼らにとっての根本史料になっていくわけである。

これに拍車をかけたのが、名誉革命後に起こった一大事件、すなわち「出版免許法」の失効(1695)である。本来出版免許法は时限立法であり、原則2年に一回更新の必要があった。だが1695年に更新時期を迎えるながら、議会は更新手続を行わず本法は遂に失効したのである。名誉革命後、ホイッグが政権政党になったことでかつてのように国王に対して不敬であるとか、イングランド国教会の教義から著作が逸脱しているなどの理由で検閲により出版差し止めになる例は明らかに減少した。加えて出版免許法失効によって政府、書籍出版業組合は事前検閲を実施する権限を失い、出版後事後的に「文書捏造」(libel)の廉で作家や出版社を訴追できるに過ぎなくなつた。過去、現在の議会の活動に焦点を当てる「議会史」は、言論統制の対象になりやすい分野であり、出版免許法の失効、事前検閲の消滅の持つ意味は非常に大きい。

そして市民の側からも「議会史」への関心が高まる理由が存在した。名誉革命の成功によって新国王ウィリアム3世(在位1689-1702)、メアリ2世(在位1689-1694)の王権の位置づけはそれまでのチャールズ2世、ジェームズ2世の王権とは大きく異なっていた。ともすれば専制的に行動することが多かったチャールズ、ジェームズの反省に立って、イングランド議会は、ウィリアム、メアリに対して多額の王室費(Civil List)を譲与することを控えて国王が金銭に払底する状況を作り出した。さらにウィリアム3世は、「ウィリアム王戦争」(King William's War, 1688-1697)など多額の戦費を要する戦争を行っていたから、この戦争の遂行上からも毎年議会を開会して、必要な税収を確保する必要が生じていたのである。そしてこの議会の毎年開催は市民の側からも少なからぬ意味を持っていた。イングランド議会は、王位継承、歳入、信仰問題などの公

的法律 public acts の制定に並んで、地方の救貧、有料道路の敷設、運河の開削、地方の漁業権、農地の囲い込みなどローカルな問題についても、私的法律 private acts を立法することで地方の市民の要求に応えていたのである。さらにイングランド議会は、伝統的に数多くの請願を市民から受理してその解決を図ってきた。こうした私的法律の制定、請願の受理・執行を期待する市民にとって議会の毎年開催は歓迎すべきことであった。そして彼らは上京し、ウェストミンスター議会に入場しロビинг活動を行うのが常であった。現代のわれわれが考える以上にウェストミンスター議会は市民層にとって近しい存在であり、市民の議会への関心の高まりは、これまでの議会政治の歴史への関心をも高めていったのである。

ガイ・ミージュ (Guy Miege, 1644-1718?) はスイス生まれで、十代の頃イングランドに移住してきたプロテスタントであった⁽²³⁾。彼は持ち前の好奇心で英国各地を旅して回る一方で、有力貴族の家人に雇われ主人の貴族が外交官として渡航する先に同行し、広くヨーロッパを踏破して見聞を広めていたのである。1670年代頃から彼はロンドンに居を定めフランス語教育、仏語辞典の編纂などに携わっていたが、名誉革命後彼は新たな出版業に乗り出すことになる。彼はイギリス版『風土記』とも言うべきものを編集し始めていたのである。そこではイングランド各地の風俗、文物、產品などの紹介をする一方で中央政界、なかでも議会の解説に多くのページを費や



エドワード・チェンバレン *Angliae Notitia: Or, The Present State of England* (London, 1676) 表紙

していた。彼にとって「教皇制度」(Popery) は專制、隸従と同義語であり、反対にウィリアム3世による名誉革命と寛容法の制定を高く評価していた。そしてミージュは自然とイングランドの議会制度に強い関心を抱くようになったのである。彼は1691年に『イングランド最新事情』*New State of England* を上梓した。そしてイングランド議会を「世界の中で最も尊厳ある議会体の一つ」(one of the most august assembly in the world) と定義し、この議会政治によって市民的自由の拡大と、プロテスタント非国教徒への寛容の精神の深まりを期待したのであった。ミージュの *New State* 出版は営業的にも成功であり、毎年のように改訂増補を続けた。その結果改版のたびにこの *New State* を購入することで、イングランドの議会政治の変容を自然とフォローできるようになっていったのである。

ミージュと同様の試みは、エドワード・チェンバレン⁽²⁴⁾(Edward Chamberlayne, 1616-1703) によっても行われている。彼の祖父トマス・チェンバレンはオランダ駐在大使を務めナイト爵を授与された家柄であったが、エドワードは学究の道を選びオックスフォード大学で学士号、修士号を得た後同大学で修辞学教師を務めていた。しかし彼も海外渡航の希望があったと見られ、初代カーライル伯爵がスウェーデン国王カール11世へのガーター勲章授与使節団長となった際、随員に加わりストックホルムに滞在していた。1670年代彼はケンブリッジ、オックスフォード両大学で博士号を授与される一方、チャールズ2世の庶子グラフトン公爵やデンマーク公ジョージの家庭教師を務めている。そしてこの頃から現実政治との接点が生まれていったと見られる。彼はフランスでの *L'Estat Nouveau de la France* (Paris, 1661) 出版の成功を見聞しており、このイングランド版を構想していた。そして1669年に『イングランドの現況』*Angliae Notitia: Or, The Present State of England* の出版にこぎ着けたのであった。*Angliae Notitia* は、ミージュの *New State* 同様に営業的にも成功であった。やはり改訂増補を重ね、1671年には既に第5版になり彼自身の作としては1702年の第12版が最後であった。彼の死後この事業は子のジョン・チェンバレン (c. 1688-1723)⁽²⁵⁾に継承され、1708年には第21版に達し、ジョンの死後も書籍販売商らによって出版は1755年まで行われた。チェンバレン父子の著作もまた議会政治欄に重きを置きしかも改訂増補が100年近くも継続されたことから、変遷する議会政治をフォローするには格好の素材となっている。しかもこの時代は、ホイッグとトーリーが激しく政党政治を繰り広げた「最初の政党時代」(First Age of Party) と重なる部分が多く、議会史、政党政治史上の価値は高い。

4. 小 結

本論では、イングランドにおいて初めて刊本によるまとまった「議会史」を著したトマス・マイを端緒として、18世紀初頭までの「議会史」叙述の流れを追ってきた。17世紀内乱期にはマイに代表される多くの著作が現れたが、それらは同時代史の域を出るものではない。しかしながら、議会主権の問題、国王大権の内容、臣民の国政への関与、政党政治の是非など今日の議会政治の

課題にも繋がるイッシャーが多く含まれている点で示唆に富むものとなっている。政府当局そして書籍出版業組合の出版統制はチャールズ1世期までは非常に厳しく、政争の具になりかねない議会政治（史）の叙述は常に弾圧の危険をはらんでいたと言えよう。それでも王政復古後は徐々に議会は審議内容の公開を始め、「議会史」編纂のための素材は増加した。しかしミージュやエンバレン父子の諸著作は、時系列的に議会政治の変遷を追うことができる利点はあるものの、肝心の議会政治については、改版のたびに内容入れ替えをしたものに過ぎず、体系的な「議会史」叙述と言えたものではない。しかしシステムティックな議会史叙述への途は、1695年の出版免許法の失効でかつての非合法出版物が手に入りやすくなつたことで、一筋の光明は見えてきたと言えよう。しかし体系的な「議会史」叙述にはなお困難な障害が多く横たわっていた。貴族、庶民両院は少なくとも原則論としては、討論内容が外部に漏洩することにはきわめて警戒的であった。しかし討論内容が部分的でも外部に紹介されることは、内容の豊かな「議会史」編纂には必須条件であったであろう。また事実の累積ではなく一つの歴史観に基づいて「議会史」を纏める作家、歴史家が現れることも必要となるだろう。18世紀半ば以降、イギリス議会史を執筆するに足る十分な素材は次第に入手可能になり、これを巧みに料理して一箇の議会史の体系に纏める能力を持った史家も現れてきた。そして19世紀には「議会史叙述の黄金時代」とも言うべき時期が到来するのであるが、これらの点については別稿に譲ることとしたい。

注

- (1) 実際にはさらにいくつかの独自の議会を有する地域がある。まず「マン島」(Isle of Mann) 議会である。マン島は人口8万程度の小島であるが、独自の二院制議会を持つ。歴史的にはマン島議会の方がイングランド議会よりも古いとの見方もある。いまひとつは英仏海峡に挟まれている「チャネル諸島」(Channel Islands) 議会である。ジャージー島、ガーンジー島などが主島である。
- (2) 中世イングランド議会の記録が *Rotuli Parliamentorum; ut et petitiones, et placita in Parlamento* いわゆる Rolls of Parliament がそれである。これが刊本の形で出版されたのは、1777年のことであった。
- (3) 議会全体の議事進行に当たった責任者が、議会書記官長 Clerk of the Parliaments であるが、この職は遅くとも1315年には設置されていた。Clerk of the Parliaments は現在でも議会職員の職階の最高位であるが、その職掌は貴族院のみに局限されることになった。一方庶民院が独自の議院書記官を常置したのは、1363年である。庶民院ではさらに職員を増員し、1414年に副書記官 (deputy clerk) が、1640年には書記官補 (assistant clerk) が嘱任されている。議会事務局の職員数、職制はこの後も整備が進められていったが、その原因是議会開催の頻度増加、審議時間の増大とともに「日誌」に代表される議事記録の整備が急務であったからである。貴族院では遅くとも1709年に「日誌」編纂責任者としての Clerk of Journals が、1718年までには議会文書の写しを作成する Copying Clerk が現れ、その後常置された。J. C. Sainty, *The Parliamentary Office in the Seventeenth and Eighteenth Centuries: Biographical Notes on Clerks in the House of Lords 1600-1800* (London, 1977); W. R. McKay, *Clerks in the House of Commons 1363-1989: A Biographical List* (London, 1989).
- (4) 手稿の形での国政情報の伝達は、L. W. Abbott, *Law Reporting in England, 1485-1585* (London, 1973); Noah Millstone, *Manuscript Circulation and the Invention of Politics in early Stuart England* (Cambridge,

2016).

- (5) 「書籍出版業組合」を通じて書籍の事前検閲を課すことはカトリック復活を目指すメアリ1世のプロテスタンント弾圧政策の一環とも見られるが、1558年にメアリが亡くなりプロテstantのエリザベス1世が即位したのちも、メアリの発行した勅許状は取り消されることなく継承された。そして議会の特権として議事の詳細を外部に洩らさない慣行もまた維持されていったのである。Cyndia Susan Clegg, *Press Censorship in Elizabethan England* (Cambridge, 1997).
- (6) 惩罰の対象になった書物は、[Arthur Hall.] *A Letter sent by F.A. touchyng the proceedings in a private quarrel and unkindnesse...* (London, 1579) 本来はホールとその家人の市中のつまらない喧嘩に端を発したもので政治的含意はないが、この問題の討議内容をホールが院外に出版物で広めたことで問題が起きたわけである。
- (7) Geoffrey Elton, "Arthur Hall, Lord Burley and the Antiquity of Parliament", in *History and Imagination: Essays in Honour of H. R. Trevor-Roper*, ed. by H. Lloyd-Jones et. al. (London, 1981), pp. 88-103.
- (8) 管見のかぎりでは1611年の庶民院審議についての私的な出版者による報道は、[Anonymous.] *A Record of Some Worthy Proceedings; in the Honourable, Wise and Faithful House of Commons in the Late Parliament* (1611). ただしこの出版物は「書籍出版業組合」の力の及ばないアムステルダムで出版されている。ジェームズ1世期の出版統制、検閲については、Cyndia Susan Clegg, *Press Censorship in Jacobean England* (Cambridge, 2001).
- (9) Clegg, *Press Censorship in Caroline England* (Cambridge, 2008).
- (10) David Como, "The Origins of the Concept of Freedom of the Press" in Robert G. Ingram, Jason Peacey and Alex W. Barber eds., *Freedom of Speech 1500-1850* (Manchester, 2020), pp. 106-107. コモによれば、こうした言論の自由の開花は内乱（ピューリタン革命）時に水平派議員として活躍した、リチャード・オヴァートン（Richard Overton, ?-1664）に負うところが大きい。
- (11) トマス・メイについての伝記は、*The Oxford Dictionary of National Biography Online*（以後ODNBと略する）のトマス・メイの項目参照。<https://doi-org.ez.wul.waseda.ac.jp/10.1093/ref:odnb/18423> 2020年8月30日参照 教養人政治家メイの評価については、A. Griffith Chester, *Thomas May: man of letters, 1595-1650* (London, 1932) に詳しい解説がある。
- (12) 本書は膨大な量に上る内乱期の言説の中でも信頼すべき研究と見なされたと思われる。初版発売後版を重ねたのは当然として、1812年に再版され、さらに内乱期の重要史料として1854年 Oxford University Press からアカデミック版が刊行されている。
- (13) メイの『議会史』を模した言説は多数現れている。周知のように革命が進行するにつれて、議会派内には長老派、独立派、水平派と稳健から急進まで様々な勢力が対立を深めた。したがって同時代史としての『議会史』叙述ははこの諸党派の力関係、離合集散に多くのページが割かれることとなる。検閲制度は実質的に崩壊しているので治安当局から訴追されることはないとしても、武力闘争の時代であるのでなお多くの言説は匿名出版である。例えば、[Anonymous.] *Relations and observations historical and politick upon the Parliament begun anno dom. 1640 divided into II books : 1. The mystery of the two junto's, Presbyterian and Independent, 2. The history of independency &c. : together with an appendix touching the proceedings of the Independent faction in Scotland.* (n. p. 1648).
- (14) これらのすべてについて、ピムが実際に執筆した著作とは到底考えられない。タイトルからも明らかのように多くの出版物は、彼が議会内外で行った演説のコレクションである。それにしても貴族、庶民の両院議員が演説を外に出して活字化することなど全く考えられもしなかったジェームズ1世、チャールズ1世の治世と比較するならば、その政治風土の大きな変化に気づかされるであろう。ピムが執筆者として確定した言説の数は、データベース Early English Books Online (EEBO) に拠っている。EEBO の数字に従えば、オリヴァ・クロムウェル (Oliver Cromwell, 1599-1658) を執筆者とする言説は、1640年から彼が亡くなる1658年

までで246件に上っている。

- (15) ウォーカーについての最新の伝記資料は、ODNB Online <https://doi-org.ez.wul.waseda.ac.jp/10.1093/refodnb/28473> 参照。2020年8月10日閲覧。
- (16) 正式のタイトルは、*History of Independency, in his Relations and Observations, Historical and Politick, upon the Parliament Begun anno Dom. 1640* (London, 1648).
- (17) イギリス政治史学に多くの論争を引き起こしているジョナサン・クラーク (Jonatan Clark) によれば、「長い18世紀」(1688-1832) の議会政治はしばしばトーリー、ホイッグの名で解釈されているにもかかわらず、その実多くの政権が「無党派政治」non-party government の傾向を強く持っていることを明らかにしている。J. C. D. Clark, "A General Theory of Party, Opposition and Government, 1688-1832", *Historical Journal*, 23 (1980), pp. 295-325 参照。
- (18) チャールズ2世期の言論活動、および政府の言論統制政策については、Harold M. Weber, *Paper Bullet: Print and Kingship under Charles II* (Kentucky UP, 1996) 参照。
- (19) バーケンヘッドの伝記資料は、ODNB online, <https://doi-org.ez.wul.waseda.ac.jp/10.1093/refodnb/2455> 2020年8月19日閲覧。及び P. W. Thomas, *Sir John Berkenhead, 1617-1679: a royalist career in politics and polemics* (Oxford, 1969).
- (20) レストレンジについての伝記的資料は、ODNB Online, <https://doi-org.ez.wul.waseda.ac.jp/10.1093/refodnb/16514> 2020年8月19日閲覧、及び *Roger L'Estrange and the Making of Restoration Culture* ed. by Anne Dunan-Page and Beth Lynch (Abingdon, 2016) 参照。
- (21) これによって刊行されたのが、*The Votes of both Houses, or the daily proceedings of the Lords and Commons published according to the Order* [London, 1660] である。
- (22) Maurice Bond, *Guide to the Records of Parliament* (London, 1971), p. 213.
- (23) ガイ・ミージュの伝記的資料については、ODNB Online, <https://doi-org.ez.wul.waseda.ac.jp/10.1093/refodnb/18687> (2020年8月19日閲覧)
- (24) エドワード・チェンバレンの伝記的資料としては、ODNB Online, <https://doi-org.ez.wul.waseda.ac.jp/10.1093/refodnb/5058> 参照。(2020年8月19日閲覧)
- (25) ジョン・チェンバレンについての伝記的資料は、ODNB Online, <https://doi-org.ez.wul.waseda.ac.jp/10.1093/refodnb/5060> 参照。(2020年8月19日閲覧)